

旅館業法施行条例の一部を改正する条例概要

- 1 旅館業法等の改正に伴う所要の改正（衛生措置基準・構造設備基準の改正）
 - (1) 営業種別の統合に伴う規定整備
ホテル営業及び旅館営業の営業種別が「旅館・ホテル営業」に統合されることに伴い、「旅館・ホテル営業」の構造設備基準について定める（ ）。
現行の旅館営業の基準を適用する。
 - (2) 客室内の炭酸ガス濃度に係る基準及び施設内の照度に係る数値基準の削除
旅館業における衛生等管理要領（以下「管理要領」という。）において、当該炭酸ガス濃度に係る基準及び照度に係る数値基準が削除されることを踏まえ、同様に、当該基準を削除する。
 - (3) 客室と廊下等との境界の区画に係る基準の緩和
旅館業法施行令及び管理要領において、客室と廊下等との境界の区画に係る基準（壁、板戸、ふすま等による区画）が削除されることを踏まえ、当該基準を緩和する（ ）。
壁、板戸、ふすま等による区画に限定するのではなく、緩やかな基準とし、具体的には規則で定める。
 - (4) 配膳台の高さの数値基準の削除
修学旅行等50人以上の団体を宿泊させる施設の配膳室に設置する配膳台の高さについて、食品衛生法に基づく指導（大量調理施設衛生管理マニュアル）による基準に沿って運用するため、数値基準を削除する。
 - (5) 簡易宿所における玄関帳場の設置基準の明確化
簡易宿所における玄関帳場の設置に係る根拠を条例に位置付けるとともに、一定の基準に適合すれば設置を要しないことを明確化する。
管理要領において、玄関帳場の設置が望ましいとしつつ、宿泊定員10人未満の施設のみ一定の基準に適合すれば設置が不要とされていたが、管理要領の改正により、宿泊定員による制限が撤廃され、設置が不要とされる施設の範囲が拡大されたことに伴い、設置の基準を明確化する必要がある。
- 2 住宅宿泊事業法との整合性を踏まえた所要の改正
 - (1) 周辺住民等への事前周知
旅館業営業許可申請に先立って、周辺住民等に対し旅館業に係る営業計画を事前に周知するため、事業者は標識を設置するとともに、説明会の開催又は戸別訪問による説明を行うこととする。なお、説明する内容は、規則で定める。
 - (2) 緊急時の体制整備
旅館業の営業者に緊急時に適切な対応ができる体制を整備させるため、施設入り口付近に所定の表示をすることとする。なお、表示内容は、規則で定める。
- 3 施行期日
本年6月15日（旅館業法の一部を改正する法律の施行の日）